

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

2022年 第4回 一部改正

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

2022年 第4回 一部改正

2022年10月31日 規則 第84号/達 第60号

2022年9月16日 技術委員会 審議

2022年10月28日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

海洋汚染防止のための構造 及び設備規則

規則

2022年 第4回 一部改正

2022年10月31日 規則 第84号

2022年9月16日 技術委員会 審議

2022年10月28日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年10月31日 規則 第84号
海洋汚染防止のための構造及び設備規則の一部を改正する規則

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.3 証書等の確認検査

1.3.2 前 1.3.1 以外の証明書及びその他の書類等*

-1.(3)を次のように改める。

-1. 検査を受ける場合には、次に掲げる証明書及びその他の書類等を検査員に提示して、これらが本船（船員が配乗していない被曳船は除く。）上に備えられ、かつ、適切なものであることの確認を受けなければならない。ただし、臨時検査にあつては、該当するものにとどめることができる。

（(1)から(2)は省略）

(3) 船舶からの大気汚染防止のための設備関連

（(a)から(j)は省略）

(k) ~~燃料油消費の報告及び燃費実績格付け制度に関する適合証書燃料油消費実績報告・二酸化炭素放出実績評価履行確認書~~（**8 編 3.7** が適用される場合）（有効期限は交付した日からその日の属する年の翌年の5月31日までとし、船上に保管する期間は少なくとも5年間とする。）

（(l)及び(m)は省略）

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類*

-4.を次のように改める。

-4. **8編3章**の適用を受ける船舶にあっては、**2.1.3-7.**の試験に先立ち、~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標計算書を提出し、本会の審査を受けなければならない。（二酸化炭素放出抑制指標が~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合を除く。）また、**8編3.5**の規定を満たすため、軸/エンジン出力制限システムを設置している船舶にあっては、本会が適当と認める軸/エンジン出力制限船上管理マニュアルを提出し、本会の承認を受けなければならない。

2.1.3 構造及び設備の検査*

-7.を次のように改める。

-7. **8編3章**の適用を受ける船舶に対して、~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標について確認を行う。**8編3.5**の規定を満たすため、軸/エンジン出力制限システムが設置されている船舶にあっては、本会が適当と認める指針に従って、当該システムが適切に設置及び封印されていること、及び、軸/エンジン出力制限船上管理マニュアルが船上に保管されていることを確認する。

2.1.6 船上に保持すべき手引書等*

(5)を次のように改める。

(5) **2.1.2-4.**に規定する~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標計算書（二酸化炭素放出抑制指標が~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合を除く。）

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.1 一般

3.1.4 を次のように改める。

3.1.4 用語（附属書 VI 第 2.2 規則関連）*

本章で使用する用語は次に掲げるものとする。

- (1) (省略)
- (2) 「燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標」とは、**3.6** 及び **3.9** により得られる、~~船舶の運航条件に対する~~1月1日から12月31日までの1年間における二酸化炭素放出量であって、その航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たっての指標となるものをいう。
- (3) (省略)
- (4) 「就航船の航行時二酸化炭素放出抑制指標」とは、**3.3** により得られる、船舶からの二酸化炭素放出量であって、航行時における二酸化炭素の放出量が特に多い船舶についてその航行に係る二酸化炭素の放出を抑制するための措置を講ずるに当たっての指標となるものをいう。
(5)から(15)は省略
- (16) 船舶の「主要な改造」とは、次のいずれかをいう。
(a)から(d)は省略
(e) 船舶のエネルギー効率の実質的な変更であって、**3.4** に規定する船舶の二酸化炭素放出抑制指標規制値及び **3.5** に規定する就航船の航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値を超える可能性のあるいかなる変更も含む。
(17)から(21)は省略
- (22) 「燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値」とは、**3.6** 及び **3.9** により得られる、船種及び大きさにより定められた船舶の燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標の目標値をいう。
- (23) (省略)
- (24) 「就航船の航行時二酸化炭素放出抑制指標規制値」とは、**3.5** により得られる、船種及び大きさにより定められた船舶の就航船の航行時二酸化炭素放出抑制指標の最大許容値をいう。
(25)から(28)は省略

3.3 を次のように改める。

3.3 就航船の航行時二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 23 規則関連）*

-1. 次の船舶における就航船の航行時二酸化炭素放出抑制指標は、本会が適当と認める指針に従って本会又は日本国政府の確認を受けなければならない。

- (1) **3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)**から**(15), (21)**及び**(25)**から**(28)**のいずれかに該当する船舶
- (2) **3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)**から**(15), (21)**及び**(25)**から**(28)**のいずれかに該当し、かつ主要な改造が行われた船舶
- 2. ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標の算定においては、算定に必要な情報及び計算過程が含まれる~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標計算書が作成されなければならない。
- 3. ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標は、本会が適当と認める指針に従って算定されなければならない。
- 4. 日本国政府又は本会により検証された~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標が、**3.5**により要求される~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値を超えている船舶であって、本会が適当と認める軸/エンジン出力制限を実施した船舶にあつては、軸/エンジン出力制限船上管理マニュアルを作成しなければならない。なお、軸/エンジン出力制限船上管理マニュアルは本会が適当と認める指針に従って作成し、日本国政府又は本会の承認を得なければならない。
- 5. 前-1.及び-2.にかかわらず、**3.2**が適用される各船舶については、**3.2-1.**及び**-2.**に従って日本国政府又は本会により検証された二酸化炭素放出抑制指標が、**3.5**により要求される~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値と同等又はそれ以下である場合には、当該二酸化炭素放出抑制指標を~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標とすることができる。この場合、~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標は二酸化炭素放出抑制指標計算書に基づいて検証されなければならない。

3.5 を次のように改める。

3.5 ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値（附属書 VI 第 25 規則関連）

- 1. 次の船舶における~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標は、次式で表される~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値を超えてはならない。
- (1) **3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)**から**(15), (21)**及び**(25)**から**(28)**のいずれかに該当する船舶
- (2) **3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)**から**(15), (21)**及び**(25)**から**(28)**のいずれかに該当し、かつ主要な改造が行われた船舶
- ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値 = $(1-Y/100) \times$ リファレンスライン値
- ここで、
- Y: 表 8-10 に示すリファレンスライン値からの削減率
- リファレンスライン値 : $a \times b^{-c}$
- a, b 及び c: 表 8-9 に示す値。ただし、Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船については、フェーズ 2 及びそれ以降に使用される値を使用すること。
- 2. 船舶の設計により、複数の船種の定義に該当する場合は、最も厳しい（最も低い）値を~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標規制値としなければならない。

表 8-10 の表題を次のように改める。

表 8-10 ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標に関する適用日と
リファレンスラインからの削減率
(表は省略)

3.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）*

-4.を次のように改める。

-4. **3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)から(15), (21)及び(25)から(28)**のいずれかに該当し、総トン数 5,000 トン以上の船舶にあっては、次の**(1)から(3)**を満足しなければならない。

- (1) 二酸化炭素放出抑制航行手引書に次の**(a)から(d)**の事項を含むこと。
 - (a) 附属書 VI 第 28 規則により要求される燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標を計算するための船舶のデータの収集に使用される手法及び日本国政府又は本会への当該データの報告に使用されるプロセスの詳細
 - (b) 今後 3 年間における、**3.9** により要求される燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値
 - (c) 今後 3 年間における、**3.9** により要求される燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値を達成するための実施計画
 - (d) 自己評価と改善手順
- (2) **3.9** に従って、E と評価される船舶又は 3 年連続して D と評価される船舶にあっては、**3.9.4-2.**に従って二酸化炭素放出抑制航行手引書を見直し、燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値を達成するための是正措置の計画を含むこと。
- (3) (省略)

3.7 を次のように改める。

3.7 ~~燃料油消費の実績報告及び燃費実績格付け制度に関する適合証書・二酸化炭素放出実績評価履行確認書の保持~~

3.6-3.(34)及び**3.6-4.**が適用される船舶には、**3.8** 及び**3.9** の結果として、附属書 VI 第 6.6 規則及び／又は第 6.7 規則に従い交付される有効な燃料油消費の実績報告及び燃費実績格付け制度に関する適合証書・二酸化炭素放出実績評価履行確認書を備えなければならない。なお、船上に保管する期間は少なくとも 5 年間とする。

3.8 の表題を次のように改める。

3.8 ~~燃料油消費の実績報告に関するデータの収集、報告及び保管等~~（附属書 VI 第 27 規則関連）*

3.9 を次のように改める。

3.9 燃費実績格付け制度二酸化炭素放出実績指標の評価（附属書 VI 第 28 規則関連）

3.9.1 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標*

-1. 2023 年の暦年が終了後、及びその後の各暦年が終わるたびに、3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)から(15), (21)及び(25)から(28)のいずれかに該当し、総トン数 5,000 トン以上の船舶にあっては、3.8 に従って収集されたデータを用いて、前暦年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 ヶ月間における燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標を計算しなければならない。燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標は IMO が適当と認める指針を考慮して算出するものとする。

-2. -1.で算出した燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標を各暦年後 3 ヶ月以内に、本船から日本国政府又は本会に報告しなければならない。なお、当該報告には、電子通信を介し、IMO が適当と認める様式を使用すること。

-3. -1.及び-2.にかかわらず、3.8-1.(2)(b)i, ii)又は iii)に記載された船籍国又は会社のいずれかの変更が 2023 年 1 月 1 日以降に完了した場合、本船は、船籍国又は会社のいずれかの変更が行われた暦年終了後に、附属書 IV 第 6.6 規則に基づく検証のために、IMO が適当と認める指針を考慮して、燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標を計算し報告しなければならない。当該燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標は、-1.及び-2.に従って、船籍国又は会社のいずれかの変更が行われた暦年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 12 ヶ月間の全期間について計算すること。本規則は、いかなる船舶に対しても、附属書 VI 第 27 規則または本規則に基づく報告義務を免除するものではない。

3.9.2 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値*

-1. 3.1.4(5), (7), (9), (11), (13)から(15), (21)及び(25)から(28)のいずれかに該当し、総トン数 5,000 トン以上の船舶にあっては、次式で表される燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値を算出しなければならない。

燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値 = $(1-Z/100) \times$ リファレンスライン値

ここで、

Z: 特定の年度における年間削減係数

リファレンスライン値 : 参照値

-2. 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値における Z 及びリファレンスライン値は IMO が適当と認める指針に従って算定されなければならない。

-3. 船舶の設計により、複数の船種の定義に該当する場合は、最も厳しい値を二酸化炭素放出実績指標規制値としなければならない。

3.9.3 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標の評価*

燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標は、文書化され、燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値と比較して検証され、燃費二酸化炭素放出実績格付け A, B, C, D 又は E が決定されなければならない。この格付けは、IMO が適当と認める指針を考慮して、日本国政府又は本会によって、優秀(A), 良好(B), 中程度(C), 不良(D), 又は要改善(E)が決定される。中程度(C)は、3.9.2 で定められた燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値に相当する値とする。

3.9.4 是正措置

-1. 3.9.3 に従って、E と評価された船舶又は 3 年連続して D と評価された船舶にあっては、~~燃費実績格付け~~二酸化炭素放出実績指標規制値を達成するための是正措置の計画を作成しなければならない。

-2. 二酸化炭素放出抑制航行手引書は、IMO が作成した指針を考慮して、適宜、是正措置の計画を含むように見直されなければならない。改訂された二酸化炭素放出抑制航行手引書は、検証のために、3.9.1-2. に従って~~燃費実績格付け~~二酸化炭素放出実績指標を報告した後、~~可能な限り~~1 ヶ月以内に、日本国政府又は本会に提出すること。

-3. (省略)

附 則 (改正その 1)

1. この規則は、2022 年 11 月 1 日から施行する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）*

-3.(3)を-3.(4)に改め，-3.(3)として次の1号を加える。

-3. 二酸化炭素放出抑制航行手引書は，本会が適当と認める指針に従って作成し，少なくとも次の事項を含まなければならない。

(1)及び(2)は省略

(3) 3.3-1.(1)及び(2)に該当する船舶にあつては，航行時二酸化炭素放出抑制指標。ただし，次の(a)及び(b)の船舶を除く。

(a) 航海の態様が特殊なものとして日本国政府が定める船舶

(b) 構造が特殊なものとして日本国政府が定める推進機関を備える船舶

(34) (省略)

附 則（改正その2）

1. この規則は，2023年1月1日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶であつて，2025年6月30日以前に引き渡しが行われる船舶にあつては，施行日以後最初に行われる海洋汚染等防止証書の年次検査，中間検査又は定期検査までは，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

海洋汚染防止のための構造及び設備 規則検査要領

要
領

2022年 第4回 一部改正

2022年10月31日 達 第60号

2022年9月16日 技術委員会 審議

2022年10月31日 達 第60号

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領の一部を改正する達

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

(-1.は省略)

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

(10)を次のように改める。

((1)から(9)は省略)

(10) ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標

- (a) 規則 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあつては、2023年1月1日以降の最初の年次検査、中間検査、定期検査又は附属書 VI 第 5.4.1 規則及び附属書 VI 第 5.4.3 規則に規定される初回検査のいずれかの時期に、規則 8 編 3.1.4(4)に規定する ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標が規則 8 編 3.3 及び 3.5 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。
- (b) (a)にかかわらず、規則 8 編 3.3 の適用を受ける船舶にあつて、規則 8 編 3.1.4(16)に規定する主要な改造が行われた船舶にあつては、状況に応じて、全体又は部分的な検査を受ける。当該検査において、必要に応じて、規則 8 編 3.1.4(4)に規定する ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標が再計算され、規則 8 編 3.5 の規定を満足することの確認を受ける。

2章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-5.を次のように改める。

-5. 規則 2 編 2.1.2-4.にいう~~就航船の~~航行時二酸化炭素放出抑制に関する資料の詳細は次のとおりとする。

(1) ~~就航船の~~航行時二酸化炭素放出抑制指標計算書とは、~~就航船の~~航行時二酸化炭素放出抑制指標の計算条件に関する基本的な情報が記載された文書であり、当該資料には次の項目を含めること。

(a)から(f)は省略)

(g) 省エネ機器の概要 (~~就航船の~~航行時二酸化炭素放出抑制指標計算時に控除されるものとされないものに分けて、当該機器の仕様を示す。)

(h) ~~就航船の~~航行時二酸化炭素放出抑制指標計算値 (~~就航船の~~航行時二酸化炭素放出抑制指標値を、その計算概要と共に示す。)

(i)及び(j)は省略)

((2)は省略)

4章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 検査

-6.を次のように改める。

-6. 船舶に、規則 8 編 3.1.4(16)に定める主要な改造を行う場合の臨時検査においては次による。

(1) 臨時検査を受けようとする船舶については、改造工事に着手するに先立ち、修正された二酸化炭素放出抑制指標計算書及び／又は~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標計算書及び少なくとも次の(a)から(d)を含む補助資料を提出し、本会の承認を得ること。

(a) 改造についての詳細

(b) 改造により変更された、二酸化炭素放出抑制指標及び／又は~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標の計算に必要なパラメータ及び各パラメータ決定における技術的根拠

(c) 二酸化炭素放出抑制指標計算書及び／又は~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標計算書において、(b)以外の変更があった場合の理由

(d) 二酸化炭素放出抑制指標及び／又は~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標計算値及び計算概要（改造後の二酸化炭素放出抑制指標値及び／又は~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標を求めるために用いた計算パラメータの値及び計算過程を含む。）

((2)及び(3)は省略)

(4) 必要と認められた船舶は、海上試運転を行い、二酸化炭素放出抑制指標及び／又は~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標を確認する。

((5)は省略)

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.3 の表題を次のように改める。

3.3 ~~就航船の航行時~~二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 23 規則関連）

3.6 を次のように改める。

3.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）

-1. 規則 8 編 3.6-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2016 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.282(70))~~ 2022 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.346(78))”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針をいう。

（-2.から-4.は省略）

-5. 規則 8 編 3.6-4.(3)にいう「IMO が作成した指針」とは、“Guidelines for the Verification and Company Audits by the Administration of Part III of the Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.347(78))”（その後の改正を含む。）をいう。

3.8 を次のように改める。

3.8 燃料油消費実績の報告に関するデータの収集、報告及び保管等（附属書 VI 第 27 規則関連）

-1. （省略）

-2. 規則 8 編 3.8-1.(2)(a)にいう「本会が適当と認める様式」については、“~~2016 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.282(70))~~ 2022 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.346(78))”（その後の改正を含む。）又は日本国政府により定められた指針による。

-3. 規則 8 編 3.8-1.(3)にいう「IMO が作成した指針」とは、“~~2017 Guidelines for Administration of Ship Fuel Oil Consumption Data (IMO Res. MEPC.292(71))~~ 2022 Guidelines for Administration Verification of Ship Fuel Oil Consumption Data and Operational Carbon Intensity (IMO Res. MEPC.348(78))”（その後の改正を含む。）をいう。

（-4.及び-5.は省略）

3.9 を次のように改める。

3.9 燃費実績格付け制度二酸化炭素放出実績指標の評価（附属書 VI 第 28 規則関連）

3.9.1 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標

-1. 規則 8 編 3.9.1-1.及び規則 8 編 3.9.1-3.にいう「IMO が適当と認める指針」とは、“~~2021 Guidelines on Operational Carbon Intensity Indicators and the Calculation Methods(CII Guidelines, G1) (IMO Res. MEPC.336(76))~~ 2022 Guidelines on Operational Carbon Intensity Indicators and the Calculation Methods(CII Guidelines, G1) (IMO Res. MEPC.352(78))”（その後の改正を含む。）及び“2022 Interim Guidelines on Correction Factors and Voyage Adjustments For CII Calculations (CII GUIDELINES, G5) (IMO Res. MEPC.355(78))”（その後の改正を含む。）をいう。

-2. 規則 8 編 3.9.1-2.にいう「IMO が適当と認める様式」については、“2022 Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP) (IMO Res.MEPC.346(78))”（その後の改正を含む。）より定められた指針による。

3.9.2 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標規制値

± 規則 8 編 3.9.2-2.にいう「IMO が適当と認める指針」とは、“~~2021 Guidelines on the Reference Lines for Use with Operational Carbon Intensity Indicators (CII Reference Lines Guidelines, G2) (IMO Res. MEPC.337(76))~~ 2022 Guidelines on the Reference Lines for Use with Operational Carbon Intensity Indicators (CII Reference Lines Guidelines, G2) (IMO Res. MEPC.353(78))”（その後の改正を含む。）及び“2021 Guidelines on the Operational Carbon Intensity Reduction Factors Relative to Reference Lines (CII Reduction Factors, G3) (IMO Res. MEPC.338(76))”（その後の改正を含む。）をいう。

3.9.3 燃費実績格付け二酸化炭素放出実績指標の評価

規則 8 編 3.9.3.にいう「IMO が適当と認める指針」とは、“~~2021 Guidelines on the Operational Carbon Intensity Rating of Ships (CII Rating Guidelines, G4) (IMO Res. MEPC.339(76))~~ 2022 Guidelines on the Operational Carbon Intensity Rating of Ships (CII Rating Guidelines, G4) (IMO Res. MEPC.354(78))”（その後の改正を含む。）及び“2022 Guidelines for Administration Verification of Ship Fuel Oil Consumption Data and Operational Carbon Intensity (IMO Res. MEPC.348(78))”（その後の改正を含む。）をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2022 年 11 月 1 日から施行する。

2 編 検査

1 章 通則

1.1 一般

1.1.3 検査の実施及び時期

(-1.は省略)

-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。

(3)を次のように改める。

((1)及び(2)は省略)

(3) 二酸化炭素放出抑制航行手引書

(a) (省略)

(b) 規則 8 編 3.6-3.(~~34~~)の適用を受ける船舶であって、2018 年 3 月 1 日前に引き渡しが行われたものにあつては、2018 年 12 月 31 日までに、二酸化炭素放出抑制航行手引書に規則 8 編 3.6-3.(~~34~~)に規定する手法及びプロセスの詳細が含まれていることを、検査により確認を受ける。

(c) (省略)

((4)から(10)は省略)

4章 臨時検査

4.1 一般

4.1.2 検査

-6.を次のように改める。

-6. 船舶に、規則 8 編 3.1.4(16)に定める主要な改造を行う場合の臨時検査においては次による。

(1)から(4)は省略)

(5) 規則 8 編 3.6-3.(3)の適用を受ける船舶にあつては、二酸化炭素放出抑制航行手引書が当該主要な改造を反映し適切に改訂されていることを確認する。

(5) 規則 8 編 3.6-3.(34)の適用を受ける船舶にあつては、主要な改造が規則 8 編 3.6-3.(34)に規定するデータの収集に使用される手法又は当該データの報告に使用されるプロセスに影響を与える場合、二酸化炭素放出抑制航行手引書が当該主要な改造を反映し適切に改訂されていることを確認する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.6 二酸化炭素放出抑制航行手引書（附属書 VI 第 26 規則関連）

-3.及び-4.を次のように改める。

-3. 規則 8 編 3.6-3.(~~34~~)にいう「総トン数」とは、トン数法第 4 条第 1 項の国際総トン数をいう。

-4. 規則 8 編 3.6-3.(~~34~~)にいう「日本国政府への当該データの報告」は、本会を介したものとす。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2023 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶であって、2025 年 6 月 30 日以前に引き渡しが行われる船舶にあつては、施行日以後最初に行われる海洋汚染等防止証書の年次検査、中間検査又は定期検査までは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面及びその他の書類

-5.(1)を次のように改める。

-5. 規則 2 編 2.1.2-4.にいう就航船の二酸化炭素放出抑制に関する資料の詳細は次のとおりとする。

- (1) 就航船の二酸化炭素放出抑制指標計算書とは、就航船の二酸化炭素放出抑制指標の計算条件に関する基本的な情報が記載された文書であり、当該資料には次の項目を含めること。

((a)から(i)は省略)

(j) IMO Res.MEPC.350(78) (その後の改正を含む。) に規定される航行中性能測定報告書 (該当する場合)

(k) (省略)

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

3 章 二酸化炭素放出抑制

3.3 就航船の二酸化炭素放出抑制指標（附属書 VI 第 23 規則関連）

-1.及び-2.を次のように改める。

-1. 規則 8 編 3.3-1.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2021 Guidelines on Survey and Certification of the attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI) (IMO Res.MEPC.334(76))~~ 2022 Guidelines on Survey and Certification of the attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI) (IMO Res.MEPC.351(78))”（その後の改正を含む。）をいう。

-2. 規則 8 編 3.3-3.にいう「本会が適当と認める指針」とは、“~~2021 Guidelines on the method of calculation of the attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI)(IMO Res.MEPC.333(76))~~ 2022 Guidelines on the Method of Calculation of the Attained Energy Efficiency Existing Ship Index (EEXI)(IMO Res.MEPC.350(78))”（その後の改正を含む。）及び“Guidance on Methods, Procedures and Verification of in-service Performance Measurements(IMO MEPC.1/Circ.901)”（その後の改正を含む。）をいう。

附 則（改正その 3）

1. この達は、2023 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前の引き渡しが行われる船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。